

インボイス制度対応チェックリスト

【共通事項】	
確認事項	ポイント
<input type="checkbox"/> インボイス制度の開始時期を理解していますか	<p>インボイス制度は、2023年10月1日より開始されます。</p> <p>インボイス発行業者としての登録を行うと、消費税の納税義務が生じます。</p> <p>お客様のインボイスナンバーは、弊事務所にて取得済となっておりますのでご安心ください。</p> <p>インボイス番号とは、Tから始まる13桁のインボイス番号です。</p> <p>登録後は、国税庁の下記サイトでインボイス業者である旨が公表されます。</p> <p>https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/</p>
<input type="checkbox"/> インボイス制度のポイントを理解していますか	<p>売手の立場</p> <p>インボイス制度開始後は、クライアントからインボイス（インボイスナンバー入りの請求書等）の発行を求められます。クライアントに対してインボイスを円滑に発行できるように準備を進めましょう。</p> <p>買手の立場</p> <p>インボイス制度導入後は、インボイス番号を未取得の業者と取引をした場合、御社の消費税の納税負担が増加します。仕入先（外注先）を中心に番号の取得状況を確認するとともに、必要に応じて取引価格の交渉等を行うようにしましょう。</p>
<input type="checkbox"/> 会計ソフトはインボイス制度に対応したものになっていますか ※ 会社で記帳を行っているお客様のみ	<p>インボイス制度開始後は、インボイス制度に対応した会計ソフトを利用する必要があります。</p> <p>弥生会計であれば、弥生23以降のバージョンを利用する必要があります。</p> <p>会計ソフトのアップデート等に伴い、追加のコストが発生する可能性があります。</p>
<input type="checkbox"/> 会計ソフトへの入力方法は検討しましたか ※ 会社で記帳を行っているお客様のみ	<p>インボイス制度導入後は、仕入・経費の入力に関して、下記請求書の区分（適格、非適格）を入力する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インボイスナンバーのある請求書、領収書（適格） ・インボイスナンバーのない請求書、領収書（非適格） <p>※弥生会計の入力方法に関しては、下記リンクをご参照下さい</p> <p>https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=27695</p>

インボイス制度対応チェックリスト

【売手としての準備】	
確認事項	ポイント
<input type="checkbox"/> クライアントに交付するインボイスは要件を満たしていますか	インボイスには、下記の①～⑥を全て記載する必要があります（請求書と納品書等、複数の書類で要件を満たすことも可能です）。赤文字はインボイス制度で新設された記載事項です。 ①交付先の相手方（クライアント）の名称 ②取引年月日（納品日等） ③適用税率（10%、8%（軽減）） ④御社の名称及びインボイスナンバー ⑤具体的な取引内容 ⑥消費税額（1インボイスで端数処理は1回だけ）
<input type="checkbox"/> クライアントに対するインボイスの交付方法（紙or電子データ）を検討しましたか	インボイスの交付方法により保存方法が変わります。 紙（郵送等）で交付する場合：紙で保存 電子データ（メール添付、クラウドサービスからのDL等）で交付する場合：データ保存 ※電子帳簿保存法の改正により、電子データで交付する場合はデータでの保存が義務付けられます
<input type="checkbox"/> クライアントとインボイスについてすり合わせを行いましたか	何がインボイスになるのか、クライアントとの間で認識を統一すると良いでしょう。交付するインボイスに不備があると、クライアント側で損失が生じたり、クライアントより再提出を求められる可能性があります。
【買手としての準備】	
確認事項	ポイント
<input type="checkbox"/> 自社の仕入（外注）・経費について、インボイスが必要な取引か検討しましたか	原則として、金額の大小にかかわらずインボイスの保存が義務付けられます。 インボイスの保存がない場合、消費税の仕入税額控除が受けられません（御社の消費税の納税額が増加します） ただし、下記については、例外的にインボイスの保存が不要とされています。 ・3万円未満の公共交通機関（鉄道、バス、船舶） ※航空機は除く ・従業員に支払う出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当） ・自動販売機および自動サービス機からの3万円未満の商品の購入
<input type="checkbox"/> インボイス制度について、仕入先（外注先）とすり合わせを行いましたか	主に下記がすり合わせのポイントになります ・仕入先がインボイス発行業者の登録を受ける予定か事前に確認するようにしましょう ・何がインボイスになるのか、仕入先との間で認識を統一すると良いでしょう。 ・仕入先がインボイス番号を取得しない場合には、必要に応じて価格の見直し等も検討しましょう
<input type="checkbox"/> 仕入先（外注先）については、リスト等を作成して登録状況や加入時期を整理していますか	必要に応じて、別シートの仕入先・外注先管理リストをご活用下さい
<input type="checkbox"/> 受け取った請求書、領収書等をどのように保存・管理するのか検討しましたか	請求書・領収書に関して、インボイスナンバーの有無で区分し、保存・管理するようにしましょう。 なお、電子データ（メール添付、クラウドサービスからのDL等）により入手した請求書・領収書は、データでの保存が義務付けられます。